

納税相談に必要なもの

納税相談に必要なものは、主に以下のとおりですので納税相談に出かける際には確認のうえ必ず持参してください。なお、記載した以外にも必要となる場合がありますので、ご了承ください。

共通事項

- ・印鑑（納付申告の場合は通帳印）
- ・預貯金通帳（申告者本人名義のものに限る）
※金融機関名と口座番号が分かれば通帳でなくてもかまいません。

雪害被害（事業の損失・雑損控除）のある方

- ・「被害を受けた資産の詳細（金額・建築年数等）」
- ・「修繕等の領収書」
- ・「（補助金等を受けた場合は）補助等確定通知書」

農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」（事前に配布してあります）
- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類

給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」（勤務先より配布）

年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」（年金支払機関より送付）
※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

上記以外の収入がある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出（経費等）」の分かる書類

医療費控除を受ける方

- ・「領収書」又は「レシート」
※個人ごとの合計額を計算しておいてください。
※合計所得金額の5%（上限10万円）を超える額が控除額となります。

国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」（日本年金機構から送付）
※紛失したときは、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

生命保険料控除・地震保険料控除（長期損害保険料を含む）を受けられる方

- ・「控除証明書」（保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください）

初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（借入金融機関から送付）
- ・「住民票の写し」（住所地の市区町村で交付）
- ・「家屋の登記事項証明書」（前橋橋方法務局中之条支局で交付）
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

繰越損失のある方

- ・「昨年度の確定申告書の写し」

税務署から確定申告書を送付された方

- ・「確定申告書」（税務署から送付されたもの）

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成27年2月25日(水)
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円(当日集金します)
- 申し込み 高山村学校給食センター
電話(63-2811)でお申し込みください。
- 締め切り 2月20日(金)まで
※先着20名とさせていただきます。

※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。



予定献立

- ・発芽玄米ごはん
- ・のりひたし
- ・牛乳
- ・さつまいものレモン煮
- ・鶏肉の葱ソース
- ・ぼんかん
- ・上州きんぴら

今年度最後、第6回目の2月の試食会は、ごはんを主食とした和風の献立です。鶏肉を主菜にして、冬野菜をたくさん使ったご飯に合うメニューです。栄養バランスの良い給食を用意しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしております。

平成27年（平成26年分所得）納税相談日程

実施日	会場	対象地区	相談受付時間
2月15日(日)			
16日(月)	基幹集落センター	北之谷・熊野	午前9時00分～午後3時00分まで
17日(火)	基幹集落センター	戸室・火の口	午前9時00分～午後3時00分まで
18日(水)	基幹集落センター	関田・尻高地区	午前9時00分～午後3時00分まで
19日(木)	役場2階第2会議室	原	午前9時00分～午後4時00分まで
20日(金)		本宿	午前9時00分～午後4時00分まで
21日(土)			
22日(日)			
23日(月)	役場2階第2会議室	新田	午前9時00分～午後4時00分まで
24日(火)		五領・役原	午前9時00分～午後4時00分まで
25日(水)		梅沢・茶屋ヶ松	午前9時00分～午後4時00分まで
26日(木)		判形	午前9時00分～午後4時00分まで
27日(金)		村内全域	午前9時00分～午後4時00分まで
28日(土)			
3月1日(日)			
2日(月)	役場2階第1会議室	村内全域	午前9時00分～午後4時00分まで
3日(火)			
4日(水)			
5日(木)			
6日(金)			
7日(土)			
8日(日)	役場2階第1会議室	村内全域	午前9時00分～午後4時00分まで
9日(月)	役場2階第1会議室	村内全域	午前9時00分～午後4時00分まで
10日(火)			
11日(水)			
12日(木)			
13日(金)			
14日(土)			
15日(日)			
16日(月)			

※従来の会場・時間の見直しを行いました。
相談会場へお出かけの際は、対象地区、時間をご確認ください。

お願い

※納税相談について

必要と思われる方は相談にお越しください。従来より確定申告・住民税申告を行っています。

○農業収入のある方へ（自家用の分だけを作っている方を含みます）

配布もれを防ぐため全世帯に「農業所得基礎資料報告書」を配付しております。必要事項を記入・計算のうえ、領収書等と併せて相談会場へ持参してください。

○医療費控除のある方へ

治療費又は医薬品購入の領収書などを、個人ごと（受診者又は購入業者ごと）にまとめ、その合計額を計算しておいてください。（時間の短縮になります）

○消費税申告・青色申告のある方へ

消費税及び青色申告は税務署で直接申告をお願いいたします。

※今後も、相談時間の短縮に向け努力していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
納税相談についてご不明な点は役場税務課までお問い合わせください。☎63-2111

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に小・中学校からは、学校募金としてご協力いただきました。小学校ではJRC委員会でクラスごとに募金箱をおいて、募金を集めてくれました。中学校では生徒会が役員改選のあとの初めての仕事として取り組み、各クラスの学級委員に呼びかけてもらい募金を集めてくれました。12月22日には生徒会本部役

小学校と中学校でも募金活動 「赤い羽根共同募金」

員のみなさんが役場を訪れ、住民課長に募金を手渡しました。児童、生徒のみなさんからのあたたかい募金は、地域の社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。ご協力ありがとうございました。

写真は中学校生徒会のみなさんが募金を届けてくれたところです。



先日、本宿の都筑那弘様から、高山村の「観光資源の維持と発掘に関する事業」に使ってくださると、「上州高山ふるさと基金（ふるさと納税）」に対して100,000円のご寄附をいただきました。ご寄附の趣旨に添いまして大切に活用させていただきます。心から感謝を申し上げご紹介させていただきます。

ご厚志に心から 感謝を申し上げます

赤十字有功会とは、赤十字の国際性と人道的使命に共鳴された、日本赤十字社高額社員「有功章受章者」の有志の方々により組織され、赤十字社の支援団体として活動されています。

この程、図書整備に充ててほしいと寄附をいただきました。感謝申し上げます。有効に活用させていただきます。

善意に感謝いたします

吾妻東部地区赤十字有功会様より寄附をいただきました



赤い羽根共同募金のお礼とご報告について

昨年10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に、村民の皆様からのあたたかいご理解とご協力をいただき大変ありがとうございました。また、小・中学校からは、学校募金としてご協力いただき厚くお礼申し上げます。「赤い羽根共同募金」は、社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。 住民課

募金の内訳

行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	行政区	金額(円)	金額(円)	
原	36,600	役原	18,300	熊野	16,200	小学校	4,865
本宿	43,200	関田	24,300	梅沢	24,000	中学校	7,887
新田	54,600	戸室	20,400	茶屋ヶ松	8,700		
五領	28,200	火の口	11,700	小計①	371,700	小計②	12,752
判形	69,900	北之谷	15,600			合計①+②	384,452

農業用の軽油は課税免税が受けられます

農業に使用する軽油に課される軽油引取税は、一定の手続を行うと課税が免除されます。

対象となる農業用の軽油

農業を営む人が使用する農業用の機械(注1)が、ほ場内で農作業を行うために使用する軽油

(注1) 耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、及び畜産用機械。ただし、道路運送車両法第4条の登録を受けている機械は除く。



受付場所・期間

受付場所：中之条合同庁舎1階 吾妻行政県税事務所
期 間：平成27年2月2日(月)から2月20日(金)まで

※詳細は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

手続き

- ① 県行政県税事務所で「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行い、交付を受ける。
※申請には「耕作証明書」や申請機械の確認書類などの添付が必要です。
- ② 交付を受けた「免税証」を、軽油を購入する際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用する。
- ③ 購入及び使用した数量等を報告する。



「免税証」や「免税軽油」は適正な管理・使用が必要です

- 免税軽油の使用者には、使用状況の報告義務があります。
- 使用状況報告には、免税証を使用して軽油を購入した日付や数量、使用している機械ごとの給油数量や稼働時間などを管理していただく必要があります。

問い合わせ先 吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300
吾妻農業事務所 ☎0279-75-2311

高山中学校 用務員の 募集について

高山村教育委員会では、平成27年度に高山中学校用務員(臨時職員)を次の通り募集します。

募集人員 一名
業務内容 中学校内外の環境整備等

募集要件
・高山村に住所を有する者

・平成27年4月1日現在で年齢50歳以下の者

・普通運転免許を有する者

申込み受付期間等 希望する方は、平成27年2月末日迄に次の書類を教育委員会へ提出してください。

- ・履歴書
- ・健康診断書

問い合わせ先

高山村教育委員会事務局
☎63・3046

高山村育英基金 貸与制度について (育英生募集)

この制度は、本村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀な女子で、経済的理由により就学困難な者に学資を貸与し、有用なる人材の育成を図るために実施している制度です。

高等学校以上の学校又はこれに準ずる機関において修学する方で、育英基金貸与のご希望がありましたら、教育委員会事務局窓口にてお申し込みください。

◆受付期間

平成27年2月2日(月)～
平成27年3月31日(火)

◆詳細について

教育委員会事務局
☎63・3046

群馬パース大学福祉専門学校 平成27年度 公共職業訓練生・一般入学生募集

【社会人対象：介護福祉士コース】

群馬県が行うこの制度は、求職中の方（ハローワークに求職申込をしておき、ハローワークから受講斡旋を受けた方）が対象で、国家資格「介護福祉士」の取得を目指します。

●学費（入学金・授業料）

無料（但し、教材・ユニホームなどは自己負担）

●期間

平成27年4月～平成29年3月（2年間）

●取得資格

介護福祉士（国家資格）

●説明は2月13日(金)までの間、群馬パース大学福祉専門学校にて随時行います。

【一般入学生（介護福祉学科）】

群馬パース大学福祉専門学校では4月からの入学生を募集しております。入学から卒業まで学生一人ひと

りをきめ細かく支援することで定評のある本校で介護福祉士を目指しませんか。本校では10代から50代の幅広い年齢層の方が一緒に楽しく学んでいます。

●募集人員：40名

●主な資格：介護福祉士、日本赤十字社救急法救急員 他

●推薦・社会人入試選考：面接のみ

●その他：本校卒業者は、国家試験免除で「介護福祉士（国家資格）」が取得できます。

問い合わせ先（平日9:00～17:00）

群馬パース大学福祉専門学校
(担当：三上)

〒377-0702

吾妻郡高山村中山6859-251

☎0279-63-3470

HP <http://www.paz.ac.jp>

E-mail paz-care@paz.ac.jp

高齢者の運転免許証自主返納をされる方へ

～以下の支援が申請により受けられます～

1 対象者

平成23年4月1日以降に免許証を自主返納（全部取消し）した高山村に住民登録・外国人登録している65歳以上の方

2 支援内容

下記の回数券①②③のいずれか1つと④⑤の支援が受けられます。

- ①中山本宿から沼田市方面行き
敬老バスカード 3,000円券（1枚4,350円分） 10枚
- ②中山本宿から東吾妻町方面行き
老人特殊回数券 3,000円券（1枚4,500円分） 10枚
- ③助成金 30,000円
- ④運転経歴証明書の交付手数料を助成（後日指定口座に振込）
- ⑤住民基本台帳カード（写真付き）の交付手数料を助成
※住民基本台帳カードは住民基本台帳に登録されている方へ交付される公的な証明書です。

3 申請先

上記①②③④ 高山村役場 総務課

⑤ 高山村役場 住民課

※運転免許証の返納手続き先は、警察署になります。

4 申請の際に必要なもの

- ①運転経歴証明書交付手数料助成及び回数券等交付申請書（役場にあります）
- ②申請による運転免許の取消通知書及び返納した自動車運転免許証
- ③運転経歴証明書交付手数料（1,000円）の群馬県証紙を購入した際の領収書
- ④本人名義の通帳（運転経歴証明書交付手数料を振込ます）
- ⑤印鑑

5 注意事項

- ・支援が受けられるのは、自主返納した時のみ1回限りです。
- ・回数券の払い戻しはできません。

問い合わせ先 高山村役場 総務課☎63-2111

直通☎0279-26-7942

国民年金



— 学生納付特例制度 — 学生は承認を受けると保険料の納付が猶予されます

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。

20歳以上の学生も国民年金に加入することになっていますが、収入が一定額以下の学生については、申請して承認を受けることにより、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度は、家族の収入に関係なく、学生本人の所得を基準として審査が行われます。ほとんどの場合、学生本人に所得がないことから、大部分の学生はこの制度に該当すると思われま

保険料の納付猶予を受けている期間中に万一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が

期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

学生納付特例制度を申請される方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。

なお、既に学生納付特例の申請をされていて、翌年度以降も在学見込みの方は、毎年3月に日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書を郵送するだけで手続きができます。

くわしくは、市役所・町村役場の国民年金担当係または年金事務所へご相談ください。
・渋川年金事務所 国民年金課（☎0279・22・1607）

多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

・渋川年金事務所 国民年金課（☎0279・22・1607）